公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「四万六千円」を「四万六千百円」に改める。

第二十三条の表の下欄中「三万六千七百円」を「三万七千円」に、「三万四千七百円」を「三万五千円」に、「二万五千四百円」を「二万五千六百円」に、「二万三千四百円」を「二万三千六百円」に改める。

第二十四条中「六十七万三千円」を「六十七万二千円」に改める。

第三十四条第一号中「五十一円十一銭」を「五十一円二銭」に改める。

別表第五の下欄中「千八百四十九円六十二銭」を「千九百六十円二十四銭」に、「千二百五十一円二十一銭」を「千三百二十六円四銭」に、「千百四十二円四十一銭」を「千二百十円七十三銭」に、「千八十八円一銭」を「千百五十三円八銭」に、「八百十六円一銭」を「八百六十四円八十一銭」に、「百二十円八十九銭」を「百二十八円十二銭」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成三十一年三月以前の月分の介護加算額、同月以前の月分の療養手当の額、同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額及び平成三十年度以前の分の汚染負荷量賦課金については、なお従前の例による。

環境大臣　原田　義昭
内閣総理大臣　安倍　晋三

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十七号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十二条第二項、第六十六条の二第一項及び第七十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「定めよう」を「定めた」に、「増加しよう」を「増加した」に改める。

第二十四条の二中「千分の五十七・五」を「千分の百四」に改める。

第二十七条中「千分の二・九」を「千分の三・四」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第二十七条の規定は、平成三十一年四月以後の月分の拠出金の徴収について適用し、同年三月以前の月分の拠出金の徴収については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十八号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の五中「百分の六・〇〇」を「百分の六・〇二」に改める。

第一条の六中「百分の八・〇三」を「百分の六・九二」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三

平成三十一年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十九号

平成三十一年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第二項第二号及び第五項並びに第三十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（調整対象給付費見込額に係る率）

第一条　平成三十一年度における高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第二項第二号の政令で定める率は、百分の百五十五とする。

（前期高齢者加入率の下限割合）

第二条　平成三十一年度における法第三十四条第五項の政令で定める割合は、百分の一とする。